員団は

た広

民に利活用を

び

けるため具体

的

用

市民理解を得ることを強

が

月 <u>ー</u> 決という流 日は、 会は9月28日閉幕しまし れの中で進みま 安員長報 告、 討

ちました。 昨年 年 \mathcal{O} 度 日 幸議員 本共産党議員団 決に先立ち行わ 般 会 会計 (写真上) が立 補 正 予 出 れた [を代 算

なっている中で、は、「市民生活が 会計歳 橋本正 箱物の建設を優先してきた」 ビスを充実させることより 入歳出決算認定について正幸議員は、昨年度の一般 民生活がますます厳 市民負担を軽くし、 に反対しました。ま 国保税や介護保 アリー しく 行

> 賛成し で、すでに体操アリーナがありなえるサービスが十分ではない中 不十分」とのべて反対しました。明と同意を求める努力もきわめて ません。また、市民への十つ くとも現時点ではふさわしくあり 用をかけて ではなく、新たな施設を多額な費 がら、不十分とされる機能 日本共産党議員 ている今年度の一 ついては、 2議案を含む8 ました。 市 般会計 民 の暮らしを支 正予 他

解 新 10 求め の賛成少数で よ 付帯決議 ば 否決 市 案 民 は 理

5 た後、 称)上越 5 新 蔵 員 か 会派 「(仮 市

ナ 建 投 て市民に 体操アリー 価値あ 資』とし う

、建設することは、少な 、団が反対したのは 分な説 の拡充 されました。ごく当たり前く求める」という付帯決議 る 示な呼 日本共産党議員団の4人を含め、 10 利 議員が賛成しました。

を求める内容です。この決議には のこと 提案 法が自営業者や農業従事者の配偶連女性差別撤廃委員会は『所得税被っている。昨年の3月7日、国れないなど社会的にも不利益をのけた被害の補償が適正に査定さ を事実上妨げて 認めておらず、 者や家族の所得を必要経費として 公 明が ?得ら ため

願 は1票差で不採 法 56 条廃 一求め

賛成多 審査 提出されていました。この請願を民商婦人部のみなさんから議会に 関に出してほしいとの請願が上越 廃止を求める意見書を政府関係機 認められていません。この なってしまいました。 反 ていても、 主が家族従業者に給料を支払 対 していた総務常任委員会では 16 28 日の本会議では賛成 数で採択されていました の 1 その分は必要経費とは 票差で逆転不採 条の規定により、 条文 15

る。

中小

企業の発展や女性参画、

今年度一般会計補正予算

が可決さ

れ

人たちが反対理由のな矛盾ではないか。

悦議 採決に先立ち行われ 日本共産党議員団から上 の写真の下 た討 が 立 5 野 論 ま公に

 \mathcal{O} められないことから、 に見合うだけの給料 業 者も 不が 公

> 【シラネセンキュウ】 の近くにて撮影。

リ科の多年草。漢字で 「白根川芎」と書きま 9月から10月にか け、山地の日陰、渓流沿 いなど白い花を咲かせて います。写真は先月29 日、大島区の竹平クラブ

スをはじめ、世に行っている。 家族従業者の賃金は経費としてい る』などといった勧告を日本政府 世界の主要国では、 補償が適正に査定さ アメリカ、イギリ いることを懸念す 女性の経済的独立

を認める』という特典であり、いついては、税務署長が『一部経費にできる』という所得税法57条にる『青色申告にすれば給料を経費 の裁量で取り消されことがあるなくつもの義務が課され、税務署長 いる当市議会が、この世界の流れ働き改革を大きく進めようとして よって差別が解消されたとは に目を向けないというのは、 ど家族一人ひとりの働き分を認め の一つとしてい 請願に反対の 大き

No.1827 2017.10.8

発行・編集 日本共産党上越市議 橋爪のりかず Tel 025-548-3628

URL http://www.hose1.jp/

ブログ 「ホーセの見 てある記」は こちら

は 大島 \mathcal{O} 歩中のことです。郵ん宅の玄関を出て、 区板 キッとしましたね 山にいまし 金曜日。 午前 便私 局の の車 四の 時 7が目に7ところ 半

脇に咲いていたピ

ク

 \mathcal{O}

バラ

写しようと、バラにぐっと いる私を止 ラにカメラを向けまし いたの るだけ わ からカメラをとってき しさ がか 1 た次 りま

がは。 私の 迷ったのですが、幸 :見えたからです。一瞬、どうしようかと バラの花のすぐそばに、 ターを切ることができまし 私の息が止まって いて いまし ヘビ とヘビ まった。 \mathcal{O} 頭

かったのですが、ヘビの頭 11 ヘビはシマヘビでし せながら、 ま エ した。シャッターを切ってからわ じつは黄緑色のカエル わずか二だほどです。 ピンクの花のそばまで行 た。バラの から二歩くら ヘビは が いま と動

ラを ラの茎を静 いま そう いたに違いあり、茎を静かに登り った人間 ぱくりとやろうとした直 ŋ うことだったのだと思い を狙っていたのでした。 返って考えてみると、 を が り、 りません。 持って対峙するという 邪魔に入った。 カエルを食 いよ べようと くます。 おそら ょ F, カメ 口を は カエルはバラの根元の方へ飛び降りた私がカメラのシャッターを切った直にというと、そうではありませんでした。 入ったことでカエルを諦(あ

ク

 \mathcal{O}

バラの

そばにいたへビは

のきら) めたかく ビは邪魔が

夫」と思えるF 待ちました。マ たことがな 採りに行 シはそういう態勢でした。怖かったな私が逃げだせばすぐにでも飛びつく。かも完全に目と目があってしまいまし所のすぐ近くに赤マムシがいたのです くて大粒 かったこと、忘れることはできませ たときで さて、 んじゃあ 、ナトリ」という名前の かず、 よりも 11 ッと 怪 のミヤマツを採ろうと木に登ったした。高いところになっていた黒 !我はなかったのです に入ったも 息を殺して、マムシが去るのを 週 枝が私 間前の話に戻りましょう マムシが動 ません。 面に落ちてしまいました。 距離になるまでの 合ったの 赤マムシがいたのです。 所として の体重を支えきれ は、この 行って木 カ ま から、私はじっかったなんて が、 れそうに 「もう大丈 時 まし 落ち ん。 マム \mathcal{O}

「雇用や労働条件への配 慮」は協定書などに明記へ

うど今頃だったと思います。

(かありました。そのなかで一)き合うことは私のこれまでの

人生で

くねら

ヘビ

ドサッと地

上に落ち

ールを追

いかけるように

まが

逃げるチャンスと思った

ので

りま

鮮明

 \mathcal{O}

首に せて動

、ることゞの中に姿を消しましたのはそこまでです

ル双

5

切ることが

一ルが絶体に

かどうか

ピわは方

たことだけ

前号に続き、私の一般質問のやり とりをお知らせします。

【橋爪】最後に、指定管理者制度を めぐる問題について。これまでも何 度か指摘してきたが、この制度は公

上越地域各消防署における 空間放射線量測定結果

測定は毎日午前9時。数値はマイクロ シーベルト。1時間当たりの測定量です。 消防署によると、通常は1時間当たり 0. 016~0. 16 μ Sv (マイクロシーベルト) だ レのことです

	9月27日(水)	10月4日(水)
上越南消防署	0. 043	0.047
上越北消防署	0. 043	0.050
新井消防署	0.047	0.053
頸北消防署	0.047	0.043
頸南消防署	0.050	0.050
東頸消防署	0.057	0.053
高士分遣所	0.047	0.040
名立分遣所	0.050	0.050

の施設を民間業者などに管理させる ことによってコストの削減を図ろう とするものだ。

市内における公の施設は現在749あ り、そのうち94施設で指定管理が導 入されている。そこにおいては非正 規雇用やパートなど不安定雇用によ る低賃金が生み出されている。市内

の指定管理施設での雇用の実態に ついて把握しているならば、その 状況を明らかにしてほしい。

【村山市長】指定管理者の選定に 当たり、応募する事業者から指定 管理期間における事業計画書の提 出を求めており、その中で正規雇 用の社員を始め、パートタイムな ども含む全ての従業員の、それぞ れの職位や担当する業務、配置人 数、勤務時間について、関係法令 が遵守され、かつ仕様書に基づい たものであるかを確認している。

指定管理者の指定後も、毎年度 の事業開始前に、当該年度にかか る事業計画書の提出を求め、詳細 な人員体制や、配置状況などを確 認するとともに、「施設の管理に 関する協定書」に基づき、施設所

管課が年3回実施する指定管理者への モニタリングなどを通じてチェック している。

【橋爪】指定管理施設での労働法令 の遵守や雇用・労働条件への配慮につ いて、指定管理者にどう提示してい るか。

【市長】指定管理施設における労働 法令を含む関係法令等の遵守につい ては、市では、管理運営業務仕様書 などで、「施設の管理運営に当たっ ては、仕様書のほか、関係法令等を 遵守し、適正な管理を行わなければ ならない」などと規定し、指定管理 者の責務を明確にした上で、協定を 締結している。

また、指定管理者の下で施設の業 務に従事する社員に対する雇用や労 働条件への配慮については、市で は、仕様書や協定書において具体的 な提示はしていないが、**今後、他の** 自治体の取組も参考にしながら、当 該の配慮規定を仕様書及び協定書へ 明確に記載するなど、指定管理者制 度のより適切な運用に努めていく。